## 8月31日に

## 配偶者等が会社を退職した場合

- 9月30日までに届出をすれば、9月1日 が認定日となります。
- ●10月1日以降に届出をした場合は、届出 日が認定日となります。

## ※「事実が生じた日」とは…

配偶者等が会社などを退職したとき

退職した日の翌日

新生児が出生したとき

出生日

婚姻したとき

婚姻日

同居により扶養事実が生じたとき

同居した日

など

## 国民年金第3号被保険者の認定について

ご質問のように配偶者(20歳以上60歳未満) を被扶養者とする場合は、同時に国民年金第3 号被保険者の資格を取得することとなります。

「事実が生じた日」から30日以内に届出され なかった場合、被扶養者の認定は遡りませんが 年金加入の空白期間をつくらない観点から、 民年金第3号被保険者の認定は、「事実が生じ た日」まで遡れる場合があります。詳細につい ては、共済組合資格係にお問い合わせください

届出を行った日から被扶養者として認 以内に届出されなかったときは、 ばならないこととなっています。

定されることとなります。

申告書」により届出があった日 所受付印日付) 者に認定されるのは、 は半年前 届出がされていませんので、 質問 にあります . の場 からになります。 合 事 が、 今後**「被扶養者** 実が生じた日 30日以内にそ 被扶養

から30日以内に届出をしなけれ ることとなった「事実が生じ 被扶養者の認定は、 扶養す その 30日

届出した場合、

共済事業

共済組合への被扶養者認定の届出をしていませんでした。 私の妻は半年前に会社を辞め、 半年前まで遡って被扶養者に認定されますか? 健康保険の資格を失いましたが、 今から



※退職してから被扶養者に認定されるまでの間が無保険とならないよう、在住地の国民健康保険担当課などにご相談ください。